

すみだトリフォニーホール大規模改修工事
技術協力業務委託
プロポーザル技術提案評価基準書
(ECI方式)

令和8年10月
墨田区

目 次

1	評価基準書の位置付け	1
2	審査方法	1
3	評価項目、配点等	1

別表 評価基準

1 評価基準書の位置付け

本評価基準書は、「すみだトリフォニーホール大規模改修工事技術協力業務委託 プロポーザル実施要領（ECI方式）」（以下「実施要領」という。）の「13 審査の実施及び結果の通知」に記載する「ECI専門委員会」（以下「専門委員会」という。）における審査方法のほか、審査に当たっての評価項目、配点等を定めるものである。

2 審査方法

専門委員会により技術協力業務、施工業務、プレゼンテーション、地域貢献の4項目を審査する。

（1）技術協力業務（配点35点）、施工業務（配点50点）

本業務に対する応募者の提案内容を評価するため、技術審査に係る提案書（様式5-2～5-3）を別表の基準により専門委員会の各委員が審査する。

（2）プレゼンテーション（配点5点）

本業務を担当する予定の技術協力業務責任者の業務理解度や取組意欲等を評価するため、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を別表の基準により専門委員会の各委員が審査する。

（3）地域貢献（配点10点）

本業務に対する応募者の提案内容を評価するため、技術審査に係る提案書（様式5-2～5-3）を別表の基準により専門委員会の各委員が審査する。

（4）優先交渉権者及び次点者の選定

（ア）専門委員会各委員の評価点の合計点を算定する。

（イ）専門委員会は、各委員の評価点の合計点により応募者の順位を決定する。

（ウ）評価点の合計点の順位が1位の者を優先交渉権者、2位の者を次点者とする。
3位以下の者を交渉権者とする場合は、専門委員会各委員の評価点の合計点が480点以上であることを条件とする。

（エ）順位が同じ応募者が2者以上の場合は、技術協力業務と施工業務の評価点の合計点が高い者を上位とし、技術協力業務と施工業務の合計点も同じ場合は、地域貢献の評価点が高い者を上位として決定する。

（オ）応募者が1者の場合は、専門委員会各委員の評価点の合計点が480点以上であることをもって優先交渉権者とする。

3 評価項目、配点等

各審査の評価項目や評価の視点、配点については、別表のとおりとする。

技術審査の配点と審査の主な視点

分類	審査項目	審査の主な視点	配点
(ア) 技術協力業務	a 技術協力体制	- 音響品質を確実に実現するための方法や技術協力体制が提案されているか。 - スケジュールを確実に実現するための方法や技術協力体制が提案されているか。	10
	b 技術協力スケジュール	- 区と設計者の検討期間を確保し、設計プロセスに合わせた技術協力業務スケジュールが提案されているか。 - 設計の進め方や調達・施工上の工夫などによる工程短縮の方策が提案されているか。	10
	c 事業を実現するためのVE提案	- 品質・機能を維持しつつコスト低減を図る提案となっているか。 - 適切で妥当な工法等が提案されているか。	15
小計			35
(イ) 施工業務	a 施工工程	- 施工品質の確保について実効性の高い方策が提案されているか。 - 品質を確保し、予定工期内で実現させる施工工程が提案されているか。	15
	b 仮設計画・施工手順	- 合理的な仮設・施工計画が提案されているか。 - 安全性に配慮した仮設計画となっているか。	20
	c 工程管理手法	- 適切な労働環境を確保し、工期内で実現させるための工程管理の適正な体制や方法が提案されているか。 - 発注者・CMrと施工状況等の情報共有ができる仕組みが提案されているか。 - 協力会社を含めた工程管理体制が構築されているか。 - 工期遅延を未然に防ぐためのリスク管理への対応策が提案されているか。	15
小計			50
(ウ) プレゼン	a コミュニケーション力	- 業務内容、業務背景、手続の理解度が高い。 - 分かりやすく明快な説明を行うことができる。 - ヒアリング内容に応じた受け答えができる。	5
小計			5
(エ) 地域貢献	a 区内事業者の活用	- 複数の区内事業者を構成員とする共同企業体であるか。 - 本工事に係る下請契約にあたって、その相手方を区内事業者から選定するように計画されているか。 - 区内事業者からの資材、日用品、役務・サービス調達等の具体的な調達・購入が計画されているか。	10
小計			10
合 計			100